

平成22年8月18日

京都府府民生活部青少年課指導担当 御中

郵便番号 105-0003
住 所 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階
氏 名 社団法人電気通信事業者協会
電話番号 (03)3502-0991

「青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例(案)」について

「青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例(案)」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS事業者の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、ご査収の程宜しくお願い申し上げます。

<今回の条例改正の方向性について>

青少年の健全育成には、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体の協力が重要であることについて、事業者としても、強く認識しております。民間事業者では自主的な取り組みをしており、より一層の推進を図るため、各自治体の方々にご協力を賜りたいと考えております。

<青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例(案)について 2具体的な改正内容について>

(2) 携帯電話事業者の責務

保護者や青少年にフィルタリングサービスの必要性をご理解頂き普及促進することの重要性については、事業者においても強く認識しており、今年4月には「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」を策定する等、自主的な取組の強化に努めております。今後も普及促進に向けた民間事業者の取り組みを継続・強化していく所存です。

本条例改正(案)のフィルタリング解除時の保護者からの解除理由申出に関する事項等については、その趣旨・目的理由を明確にさせていただくと共に、これらの運用方法が事業者に過度な負担とならないよう、ご配慮いただきたく存じます。加えて、電気通信事業法に規定されております役務提供義務(法第121条)と、改正条例に規定されます解除申出書の運用との整合性等もご考慮いただき、今後も意見交換を通じて関係法令と齟齬が生じないようご配慮いただけますようお願い致します。

(5) 府の支援

青少年が適正なインターネット利用を行う上で、保護者のリテラシー向上は重要な要素の一つであると考えており、府の家庭、学校、地域での取組支援につきまして厚く期待を寄せます。

<改正後の対応について>

条例施行に伴い必要となる保護者の責務については、条例施行にあたっての混乱を招かないよう周知徹底策をお願いしたいと考えております。

民間事業者としまして、青少年の適切なインターネット利用の発展やフィルタリングサービスの普及状況に応じて、その効果を鑑みながら施策を適宜見直ししております。条例に規定される義務内容についても同様に、青少年をとりまく状況や、民間の自主的な取り組みもふまえ、適宜見直しをしていただきたいと思います。

以上